

(一関市農村公園条例の一部改正)

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第5条 公園の使用料は、無料とする。ただし、夜間照明設備を利用する場合は、利用時間1時間につき<u>300円</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 公園の使用料は、無料とする。ただし、夜間照明設備を利用する場合は、利用時間1時間につき<u>550円</u>の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	